

広島市告示第 119 号
令和 8 年 3 月 24 日

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道を変更した、令和 7 年 3 月 31 日付け広島市告示第 156 号を次のとおり訂正します。

広島市長 松井 一實

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 14 条第 1 項に規定する図書を縦覧に供します。

1 都市計画の種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道
広島公共下水道

2 都市計画を変更する土地の区域

広島市東区牛田南一丁目、牛田南二丁目、馬木一丁目、馬木二丁目、馬木町、上温品一丁目、上温品三丁目、上温品四丁目、中山北町、温品六丁目、温品八丁目、温品町、福田一丁目、福田四丁目、福田五丁目、福田七丁目、福田町、戸坂大上一丁目、戸坂くるめ木二丁目、戸坂長尾台、戸坂南一丁目、戸坂山根三丁目、戸坂町の各一部
広島市南区日字那町、元字品町の各一部

広島市西区己斐上三丁目、己斐大迫三丁目、己斐東一丁目、新庄町、鈴が峰町、田方二丁目、古田台一丁目、三滝本町二丁目、山手町、竜王町の各一部

広島市安佐南区相田一丁目、相田二丁目、相田三丁目、相田四丁目、相田六丁目、相田七丁目、相田町、大塚西一丁目、大塚西二丁目、大塚西三丁目、大塚西五丁目、大塚西町、大塚東一丁目、大塚東二丁目、大塚東三丁目、大塚東町、大町西一丁目、大町西二丁目、大町西三丁目、大町、上安六丁目、祇園五丁目、祇園八丁目、祇園町、高取北一丁目、高取南一丁目、高取南二丁目、高取南三丁目、伴北町、伴中央三丁目、伴中央四丁目、伴中央五丁目、伴中央七丁目、伴西四丁目、伴東二丁目、伴東五丁目、伴東六丁目、伴東七丁目、伴南三丁目、長束町、沼田町大字伴、毘沙門台東一丁目、緑井三丁目、緑井八丁目、緑井町、安東五丁目、山本六丁目、山本八丁目、山本九丁目、山本新町一丁目、山本町の各一部

広島市安佐北区あさひが丘四丁目、あさひが丘九丁目、大林一丁目、大林四丁目、大林町、小河原町、落合一丁目、落合南一丁目、落合南二丁目、落合南六丁目、可部東四丁目、可部東五丁目、可部東六丁目、可部町大字上原、可部町大字上町屋、可部町大字勝木、上深川町、亀山九丁目、亀山西一丁目、亀山西二丁目、口田町、口田南五丁目、口田南六丁目、口田南九丁目、深川六丁目、三入二丁目、三入四丁目、三入七丁目の各一部

広島市安芸区上瀬野一丁目、上瀬野町、瀬野四丁目、瀬野五丁目、瀬野西四丁目、瀬野西五丁目、中野六丁目、中野町、中野東二丁目、中野東三丁目、中野東五丁目、中野東六丁目、中野東七丁目、中野東町、畑賀三丁目、船越二丁目、船越四丁目、船越六丁目、船越町、矢野町、矢野西二丁目、矢野西三丁目、矢野西四丁目、矢野西六丁目、矢野西七丁目、矢野東三丁目の各一部

広島市佐伯区石内上一丁目、石内北一丁目、石内東二丁目、石内南一丁目、石内南四丁目、五日市町大字石内、五日市町大字上小深川、五日市町大字上河内、五日市町大字下河内、五日市町大字中地、五日市町大字保井田、五日市町大字薬師ヶ丘、観音台二丁目、観音台四丁目、倉重一丁目、五月が丘一丁目、五月が丘三丁目、五月が丘四丁目、利松二丁目、藤の木一丁目、美鈴が丘東五丁目、美鈴が丘南四丁目、八幡東三丁目の各一部

3 図書縦覧場所

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市都市整備局都市計画課